

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)のご案内

国では新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯に対し対象児童一人あたり5万円を「子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」として支給することとなりました。これを受け、町も支給の準備を進めているところです。

▶ 対象児童

次のいずれかに該当する児童が対象となります。

- ① 令和3年9月分(令和3年9月に生まれた児童は令和3年10月分)の児童手当の対象となっている児童
- ② 令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
- ③ 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童

▶ 支給対象者

対象児童の保護者のうち、主に生計を維持している方の所得が、次の児童手当の所得制限限度額未満の場合は支給対象者となります。

【児童手当の所得制限額】

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

※ 児童手当の特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を受給している方は、所得が児童手当の所得制限限度額を超えているため、支給対象者になりません

▶ 支給額

対象児童1人につき50,000円

▶ 支給時期

準備が整い次第、順次支給を開始します。

- ※ 町の児童手当受給者以外の方や申請が必要な方は、支給時期が遅れる可能性があります

▶ 申請について

- ① 町から児童手当を受給している支給対象者や、町が所得状況や口座情報を把握できる支給対象者
⇒ 12月中旬頃、町から「給付についてのお知らせ」が届きます。原則申請は不要です。
- ② 町から「給付についてのお知らせ」が届かない支給対象者
⇒ 町に申請する必要がありますのでお問い合わせください。

▶ 支給方法

- ① 「給付についてのお知らせ」が届いた方
⇒ 令和3年10月支給時の児童手当を受給している口座、過去の給付金等で町が把握している口座、口座登録等の届出書記載の口座に振り込みます。
※ 口座を解約・変更等をされた方は、口座登録等の届出書が必要になります
- ② 申請した支給対象者
⇒ 申請書に記載された口座に振り込みます。

▶ 受け取りを拒否する場合

「給付についてのお知らせ」記載の届出期限までに受給拒否の届出書を提出してください。

「子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」 の詐欺に注意!

申請内容に不明な点があった場合、町からお問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料等の振り込みを求めめることは、絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、速やかにお問い合わせ先または羽幌警察署(62-1110)にご連絡ください。

☎お問い合わせ先 福祉課子ども係 ☎ 68-7004